

宇佐市産材利用促進・普及啓発事業補助金概要

【定義】

・宇佐市産材

宇佐市内の森林から産出された原木を加工(製材、プレカット等)した木材、または大分県内の森林から産出された原木を宇佐市内の加工業者が加工した木材

・新築住宅

新たに建築する建築主またはその家族が居住の用に供する一戸建て木造住宅で、延床面積が50平方メートル以上のものをいう。ただし、店舗又は事務所を併用する場合は、居住面積が延床面積の50%以上であるもの

【事業の目的】

建築物における宇佐市産材の木材利用を促進し、木の良さのPR及び市民の木材に関する意識向上を図り、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の継続的かつ健全な発展により、森林の適正な整備に寄与することを目的とする。

【補助金の対象者】

補助金の対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- ①市内に新築住宅を建築する事業所(支店及び営業所を含む。)のある法人及び市内に住民登録がある個人事業主
- ②補助対象事業者が市税等の滞納がないこと。
- ③本補助金交付事業の趣旨に沿った木材利用の促進、普及啓発等に協力できること
- ④暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

【補助金の対象となる住宅】

補助金の対象となる住宅は、次に掲げる要件の全てを満たす住宅とする。

- ①新築の一戸建て木造住宅で延床面積が50㎡以上あること。(併用住宅は居住面積が延床面積の50%以上あること)
- ②補助対象事業者と建築主が建築物の工事請負契約を締結している住宅であること
- ③申請書を提出する日の属する年度の3月31日までに完成すること
- ④宇佐市産材の使用量が、5㎡以上であること
- ⑤宇佐市産材であることが証明できること
- ⑥建築主から補助金申請の承諾を得ている住宅であること
- ⑦うさ暮らし定住支援事業補助金の申請を行っていない住宅であること

【補助金の額】

補助金の単価及び補助金額の限度は、次の表のとおりとする。

補助金の単価	補助金額の限度	
	上限額	下限額
宇佐市産材の使用量1㎡につき30,000円	400,000円	150,000円

※使用量は小数点以下を切り捨て、1㎡単位とする。

【補助金の交付申請】

宇佐市産材利用促進・普及啓発事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて着工前までに提出すること。

- ①住民票の写し（個人事業主の場合）
- ②位置図、平面図、立面図及び着工前写真
- ③建築基準法の確認済証の写し又は建築物を建築しようとする旨の届出の写し
- ④建築等契約書の写し
- ⑤木材使用予定書（様式第2号）
- ⑥木材使用内訳書（様式第3号）
- ⑦市税の滞納のない証明書
- ⑧承諾書（様式第4号）
- ⑨その他市長が必要と認める書類

【補助金の交付決定】

申請書の内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、宇佐市産材利用促進・普及啓発事業補助金交付決定・却下通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

【実績報告】

補助対象新築住宅が完了したときは、速やかに宇佐市産材利用促進・普及啓発事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ①使用木材報告書（様式第9号）
- ②木材使用内訳書（様式第3号）
- ③宇佐市産材納品証明書（別紙1）
- ④完成時の写真
- ⑤その他市長が必要と認める書類

【補助金の交付確定】

実績報告書の審査及び必要に応じて現地確認を行い、適正と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、宇佐市産材利用促進・普及啓発事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知する。

【補助金の請求】

補助金の請求は、宇佐市産材利用促進・普及啓発事業補助金交付請求書（様式第11号）により請求すること。

※この補助金は令和5年度～令和7年度の3年間限定です。